

逗子市公共施設電力供給仕様書

1 概要

(1) 件名 逗子市公共施設電力供給

(2) 需要場所

逗子市逗子 5-2-16	逗子市庁舎
逗子市桜山 5-20-29	逗子市療育教育総合センター
逗子市池子 1-11-2	逗子市第一運動公園
逗子市桜山 2-3-31	逗子市消防本部庁舎
逗子市小坪 5-21-17	逗子市小坪小学校区コミュニティセンター
逗子市池子 4-956	逗子環境クリーンセンター
逗子市桜山 9-2448-4	逗子市浄水管理センター
逗子市新宿 1-5-2	新宿中継ポンプ場
逗子市沼間 1-7-18	沼間小学校
逗子市久木 2-1-1	久木小学校
逗子市小坪 3-6-1	小坪小学校
逗子市池子 3-9-1	池子小学校
逗子市池子 4-755	逗子中学校
逗子市久木 7-2-1	久木中学校
逗子市沼間 3-21-2	沼間中学校
逗子市池子 4-1012	高齢者センター

2 仕様

(1) 需要場所及び電力供給条件 別紙1のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

ア 契約電力及び予定使用電力量 別紙2のとおり

ただし、契約電力の変更は、以下の区分に従って定めるものとする。

(A) 契約電力が 500kW 以上の場合

契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議の上、変更するものとする。

(B) 契約電力が 500kW 未満の場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし契約電力が 500kW 以上となる場合は、発注者

と受注者とが協議の上、決定するものとする。

イ 月別使用電力量及び最大需要電力量実績 別紙3のとおり

(3) 契約期間

令和7年11月1日0時00分から令和8年10月31日24時00分まで

(4) 供給電気の種類等

供給電力量の100%を再生可能エネルギー電気とすること。

再生可能エネルギー電気とは、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、次のいずれか又は組合せによる環境価値を有するものが該当する。

ア 非FIT電気とその量に応じた非化石証書等

(再生可能エネルギー電気のうち、FIT電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又はJ-クレジット(再エネ由来)をいう。)

イ FIT電気とその量に応じた非化石証書等

(再生可能エネルギー電気のうち、FIT電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又はJ-クレジット(再エネ由来)をいう。)

3 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

あらかじめ基本料金(固定単価)及び電力量料金(固定単価)を定め、月ごとに契約電力及び使用電力に応じて料金を支払う単価契約とする。

※ 電力量料金については、使用電力量に積算内訳書(燃料費調整を行う場合については(イ)による。)の料金を乗じて計算した金額とする。

【電気料金の算定方法】

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費調整額} \pm \text{市場価格調整額}$$

※ 燃料費等調整額は逗子市を管轄するみなし小売電気事業者(東京電力エネジーパ

ートナー。以下、「東電 EP」とする) が適用する燃料費等調整単価により調整するものとする。

なお、燃料費等調整単価は東電 EP における特別高圧・高圧の電気需給約款（令和 7 年 4 月 1 日実施）に定められている「ベーシックプラン」の区分において適用される単価を使用すること。

また、契約期間中に上記に適用される燃料費等調整単価の算定方法の変更などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、受注者、発注者協議の上、決定する。

***燃料費調整額**

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者に相当する者が毎月定める燃料費調整単価から次に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

***市場価格調整額**

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者に相当する者が毎月定める市場価格調整単価から次に従い算出する。

$$\cdot \text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{市場価格調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者に相当する者が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価及び使用電力量から次に従い算出する。

$$\cdot \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

$$= \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

***再生可能エネルギー発電促進賦課金単価**

令和 7 年 5 月～令和 8 年 4 月分については 3.98 円/kWh

(2) 支払方法等

料金請求方法については、それぞれの施設ごとの内訳書（使用電力量、単価、電気料金、最大電力、力率等）を添付した請求書を施設ごとに送付すること。

支払いは、月払い（後払い）とする。

4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 太陽光発電等による売電契約はなし。
- (3) 融雪用電力の契約はなし。また、自家発電補給電力の契約はなし。
- (4) 契約期間の上半期及び下半期末日に、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占

める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、需要場所ごとに別紙4「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を作成し、非化石証書等の証書の写しと併せて送付すること。

- (5) 力率の変動その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件等による。
- (6) 電力供給における料金その他計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点第1位以下で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワットアワーとし、その端数は、小数点第1位以下で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点第1位以下で四捨五入する。
 - オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (7) 受注者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けているもの又はその小売電気事業者と電力販売の取次契約を締結している者であること。また官公庁発注による電力供給の実績を有するものであること（現在契約中のものも可とする）
- (8) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等にかかる費用は、受注者の負担とし、調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (9) 受注者は、令和7年11月1日から各需要場所へ電力供給できるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。
- (10) 電気の安定供給を図ること。電力供給側の事故や災害等により、各需要場所への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることのないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。
- (11) 事故等が発生した場合は、受注者と速やかに連絡が取れるように24時間365日の即応態勢を確立しておくこと。
- (12) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (13) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

- (14) この契約において、発注者と受注者の間に紛争が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

電力供給条件															
需要場所		所在地	供給方式	標準電圧	計量電圧	標準周波数	電氣方式	非常用自家発電設備	太陽光発電設備	電力量の 検針方法	計量器の構成	需給地点	電氣工作物の 財産分界点	保安上の 責任分界点	特約
逗子市庁舎	逗子市逗子5-2-16	交流 3相3線方式	6,600	6,600	50	1回線 受電方式	有り (容量250KVA)	有り (容量30KW)	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	東京電力株式会社施設の敷設した1号柱 (桜山419号柱) 脇の地上ピラボックス ス内のUGS接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
逗子市養育教育総合センター	逗子市桜山5-20-29	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無し	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	構内1号柱のPAS	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
逗子市第一運動公園	逗子市池子1-11-2	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無し	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器(PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
逗子市消防本部庁舎	逗子市桜山2-3-31	交流 3相3線方式	6,600	6,600	50	1回線 受電方式	有り (容量150KVA)	有り (容量150KW)	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器(PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
逗子市小坪小学校区コミュニティセンター	逗子市小坪5-21-17	交流 3相3線方式	6,600	6,600	50	1回線 受電方式	無し	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の設置 する自家用電氣工作物(キュービク ル)に至る敷地内引込柱上の引込金 具にて分界点とする	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
環境クリーンセンター	逗子市池子4-956	交流 3相3線方式	6,600	6,600	50	1回線 受電方式	有り (容量225KVA)	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器(PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
逗子市浄水管理センター	逗子市桜山9-2448-4	交流 3相3線方式	6,600	6,600	50	1回線 受電方式	有り (容量1,500KVA)	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器(PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無
新宿中継ポンプ場	逗子市新宿1-5-2	交流 3相3線方式	6,600	6,600	50	1回線 受電方式	有り (容量200KVA)	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需用複合計器 (高圧用計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器(PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無	無

沼間小学校	逗子市沼間1-7-18	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
久木小学校	逗子市久木2-1-1	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
小坪小学校	逗子市小坪3-6-1	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
池子小学校	逗子市池子3-9-1	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
逗子中学校	逗子市池子4-755	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
久木中学校	逗子市久木7-2-1	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
沼間中学校	逗子市沼間3-21-2	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無	無	検針員による検針	電力需給用複合計器 (通信機能あり)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無
高齢者センター	逗子市池子4-1012	交流 3相3線方式	6,000	6,000	50	1回線 受電方式	無し	無し	自動検針装置 による遠隔検針	電力需給用複合計器 (高圧計器)	需要場所における一般送配電事業者 が管理する架空引込線と本市の閉閉 器 (PAS) 電源側接続点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	無

契約電力及び予定使用電力量

別紙 2

対象施設	遼子市庁舎	遼子市療育教育総合センター	遼子市第一運動公園	遼子市消防本部庁舎	遼子市小坪小学校区コミュニティセンター	環境クリーンセンター	遼子市中継ポンプ場
需用場所	遼子市遼子5-2-16	遼子市桜山6-20-29	遼子市池子1-11-2	遼子市桜山2-3-31	遼子市小坪5-21-17	遼子市池子4-956	遼子市桜山9-2448-4
予定使用電力量 (12ヵ月)	582,000kwh	147,000kwh	199,000kwh	171,000kwh	59,000kwh	1,675,000kwh	3,890,000kwh
契約電力	347kw (令和6年9月)	77kw (令和7年1月)	129kw (令和6年8月)	42kw (令和6年8月、9月)	39kw (令和6年9月)	437kw (令和6年10月)	766kw (令和6年8月)
							191,000kwh
							101kw (令和6年12月)

対象施設	沼間小学校	久木小学校	小坪小学校	池子小学校	遼子中学校	久木中学校	沼間中学校	高齢者センター
需用場所	遼子市沼間1-7-18	遼子市久木2-1-1	遼子市小坪3-6-1	遼子市池子3-9-1	遼子市池子4-755	遼子市久木7-2-1	遼子市沼間3-21-2口	遼子市池子4-1012
予定使用電力量 (12ヵ月)	187,000kwh	224,000kwh	123,000kwh	100,000kwh	110,000kwh	155,000kwh	135,000kwh	137,000kwh
契約電力	146kw (令和6年7月)	175kw (令和6年9月)	117kw (令和6年9月)	108kw (令和6年9月)	107kw (令和6年8月)	138kw (令和6年7月)	104kw (令和6年7月)	112kw (令和7年2月)

令和7年11月から令和8年10月までの月別使用予定電力量(12ヵ月)

	単位：kwh												合計
	令和7年 11月	令和7年 12月	令和8年 1月	令和8年 2月	令和8年 3月	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	
遼子市庁舎	39,000	42,000	50,000	61,000	52,000	47,000	30,000	37,000	45,000	65,000	57,000	57,000	582,000
遼子市療育教育総合センター	6,000	11,000	19,000	20,000	18,000	14,000	11,000	8,000	8,000	12,000	11,000	9,000	147,000
遼子市第一運動公園	8,000	9,000	10,000	12,000	10,000	9,000	7,000	8,000	29,000	51,000	36,000	10,000	199,000
遼子市消防本部庁舎	12,000	11,000	13,000	13,000	11,000	9,000	12,000	18,000	17,000	20,000	20,000	15,000	171,000
遼子市小坪小学校区コミュニティセンター	3,000	4,000	5,500	7,000	5,500	5,000	3,000	3,000	4,500	7,000	6,500	5,000	59,000
環境クリーンセンター	138,000	127,000	142,000	117,000	125,000	148,000	135,000	145,000	144,000	153,000	158,000	143,000	1,675,000
浄水管理センター	310,000	320,000	320,000	300,000	330,000	320,000	320,000	320,000	350,000	340,000	320,000	340,000	3,890,000
新沼中継ポンプ場	15,000	15,000	13,000	12,000	13,000	15,000	16,000	19,000	20,000	20,000	16,000	17,000	191,000
沼間小学校	13,000	16,000	19,000	19,000	15,000	10,000	12,000	16,000	20,000	10,000	22,000	15,000	187,000
久木小学校	16,000	18,000	21,000	22,000	16,000	13,000	16,000	20,000	24,000	13,000	26,000	19,000	224,000
小坪小学校	8,000	11,000	14,000	14,000	10,000	6,000	7,000	10,000	13,000	6,000	15,000	9,000	123,000
池子小学校	7,000	9,000	11,000	11,000	8,000	5,000	6,000	8,000	11,000	5,000	12,000	7,000	100,000
遼子中学校	6,000	9,000	11,000	10,000	9,000	6,000	6,000	9,000	15,000	9,000	13,000	7,000	110,000
久木中学校	8,000	14,000	17,000	15,000	11,000	6,000	6,000	12,000	22,000	13,000	22,000	9,000	155,000
沼間中学校	8,000	11,000	15,000	13,000	10,000	7,000	7,000	11,000	20,000	12,000	13,000	8,000	135,000
高齢者センター	8,000	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000	8,000	15,000	15,000	15,000	8,000	137,000

令和 年 月 日

特定電源割当証明書

逗子市長 様
(●●●● (需要場所名))

住所
商号
代表者名 ㊞
担当者名
電話番号
FAX番号

令和○年○月に、次のとおり●●●● (需要場所名) に再生可能エネルギー電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の供給電力量に係る環境価値について、●●●● (需要場所名) に移転したこと及びいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

供給期間	令和 年 月 ~令和 年 月
------	----------------

【供給元電源情報】

供給元発電所 (設備 ID)			
発電所住所			
発電方法			
供給電力量 (kWh)			
証書による 環境価値移 転量(kWh)			

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

比率	100%
----	------